

第 38 期中央労働委員会労働者委員の公正任命を求める要請書

2024 年 月

内閣総理大臣
岸田 文雄 殿
厚生労働大臣
武見 敬三 殿

団体名

代表者

印

所在地

要請趣旨

中央労働委員会は、「労働者が団結することを擁護し、及び労働関係の公正な調整を図ることを任務」（労働組合法第 19 条の二の②）とし、「不当労働行為の審査並びに労働争議のあっせん、調停及び仲裁をする権限」（同第 20 条）を有する重要な独立行政委員会である。そして、労働者委員は、参与委員として、申し立て労働組合の思いや意見を労働委員会の審査に反映する重要な役割を担うとともに、公益委員の任命に対する同意権を持っている。

労働者委員の任命については、1949 年のいわゆる「54 号通牒」において、「労働者委員の選考にあたっては、系統別の組合数及び組合員数に比例させること」と定められている。しかしながら、1989 年の日本の労働戦線の再編を契機に、労働者委員は「連合独占」という極めて不公平・不公正が続いてきた。

2008 年の第 30 期で特定独立法人担当の労働者委員が連合以外から任命され、労働者委員が連合推薦の委員で独占されてきた事態は解消された。第 30 期から第 33 期まで、特定独立法人担当の労働者委員が、第 34 期からは一般民間企業担当の労働者委員が連合以外から任命されている。しかし、労働者委員の合計 15 名中 1 名しか連合以外の委員は任命されておらず、「系統別の組合数及び組合員数に比例」には至っていない。ダイバーシティが求められるなか、非連合組織からの複数任命は社会的な要請である。

全国的には、北海道、宮城、千葉、埼玉、東京、神奈川、長野、京都、大阪、和歌山、高知の 11 都道府県で連合以外の労働者委員が選出されるようになってきている。また、労働審判員は、ナショナルセンター別の労働組合法適用の労組員数で比例配分されている（連合 693 人、全労連 58 人、全労協 5 人）。非連合組織推薦の労働者委員は、中央でも都道府県でも増えていいはずである。

第 38 期の任命では、一般企業担当の労働者委員を連合以外の推薦者から複数任命することを求めるものである。

要請事項

第 38 期の中央労働委員会の労働者委員の任命にあたっては、連合以外の推薦者を任命すること。具体的には、三浦宜子さん（日本医労連）と山田規世さん（建設関連労連）を任命すること。

取扱い団体:全国労働委員会対策会議
(純中立労組懇・MIC・全労連)

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4F
TEL 03-5842-5611 FAX 03-5842-5620